

第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る

プロポーザル審査要領

1 趣旨

本要領は、第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で定める事項のうち、委託契約の優先交渉権者を選定するための審査方法について、評価項目等の必要となる事項を定めるものとする。

2 審査

- (1) 審査は、別紙1「プロポーザル審査委員名簿」に掲げる者（以下「審査委員」という。）をもって構成する「第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による採点によって行う。
- (2) 審査委員がやむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ当該審査委員が指名した当該審査委員の所属する課の職員が代理で出席し、審査に参加することができるものとする。

3 採点方法

- (1) 企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類及び参考見積書により評価及び採点をする。
- (2) 審査委員は、別紙2「第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザル採点表」（以下「採点表」という。）の各項目に基づき評価及び採点を行うものとし、各参加者の企画提案の内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて参加者から提案のない項目については、0点とする。
- (3) 参考見積書の評価（以下「価格点」という。）の方法については、参考見積書に提示された総事業費が最低である参加者を1位として25点を付与するものとし、他の参加者の得点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。

なお、価格点の採点については、次の計算式において事務局が算出する。

$$\text{価格点} = (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) \times 25.0$$

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

4 順位

- (1) 採点表による評価点の総計が高い参加者から順に順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が263点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。

$$\text{総評価点} 263 \text{ 点} = 25 \text{ 点 (価格点)} + 238 \text{ 点 (採点項目 } 475 \text{ 点} \div 2)$$

※採点項目については、小数点第1位を四捨五入している。

- (2) 実施要領「3 委託料上限額」の2年度間の総額又は各年度の内訳額のいずれかを超える場合は、選定の対象としない。

5 審査結果の通知

市長は、審査結果の報告を受け、採否の判断を行い、その結果について参加者に通知する。